

事務連絡
令和2年4月8日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

子育て短期支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。また、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」についても緊急事態宣言を踏まえた改訂が行われたところです。

子育て短期支援事業は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。この点、令和2年4月7日付けで「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」を発出し、改めて感染拡大防止に向けた取組について、感染者が発生した場合の留意事項も含め再度整理してお示ししているところです。

これまでと同様に、感染拡大防止に向けた取組を継続することはもとより、緊急事態宣言を実施すべき区域として指定された地域においては、今後、法に基づき、都道府県から感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の要請等が行われることが考えられます。こうした都道府県からの要請等の内容を踏まえつつ、子育て短期支援事業を実施するに当たっては、衛生主管部（局）ともご相談いただきながら、その実施方法について検討をいただくようお願いいたします。

なお、子育て短期支援事業は、保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難となった子どもの養育・保護という役割を果たしています。子育て短期支援事業を縮小して実施する場合や、子育て短期支援事業の利用者や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で子育て短期支援事業を縮小して実施することも困難なときであっても、地域において保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難となった子どもの養育・保護が確保されるよう、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、対応をお願いいたします。

す。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

（別添 1）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 4 月 7 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

（別添 2）

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111（内線 4887）